

肥料販売業務開始届出に必要な書類

1 「様式第 15 号 肥料販売業務開始届出書」 2 部

※ 販売事業場の住所により、届出先が市町になることがありますのでご注意ください。

2 現在事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）

※ 法人の場合、登記事項の「法人の目的」に肥料の販売業務に関する事項がないと、原則として届出書の受理はできません。

※ 支店を増設する場合は販売業務開始届が必要です。その場合、

① 支店登記をされている場合は、それが記載された現在事項証明書を添付してください。

② 支店登記をされていない場合は、固定資産税の明細書の写し等、支店住所の証明となるものを添付してください。

※ 支店、販売場所、保管場所の住所が本店と異なる場合、それぞれに住所を証明する資料の添付が必要です。（固定資産税の明細書の写し等）

3 販売事業場及び保管する施設の位置図

※ 位置図は、市販の地図をコピーしたもの書き込む形式で構いません。

※ 位置図は、職員が立入検査を実施する際に必要になるものですので、公共施設からの位置がわかる地図をご用意ください。

4 その他

返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 開始後 2 週間以内に届け出てください。

肥料販売業務開始届出事項変更届出に必要な書類

1 「様式第 16 号 肥料販売業務開始届出事項変更届出書」 2 部

※ 個人又は任意団体等の代表者の届出者が変更になったり、販売事業場の住所が変わった場合は、肥料販売業務廃止の届出と、新たな肥料販売業務開始の届出が必要になります。

2 履歴事項証明書（法人の場合）又は住民票（個人又は任意団体等の代表者の場合）等

【住所・会社名・法人代表者氏名・保管場所等の変更の場合】

- ※ 法人の場合、登記事項の「法人の目的」に肥料の販売業務に関する事項がないと、原則として届出書の受理はできません。
- ※ 支店（販売事業場）を増設する場合は、新たな販売業務開始届を提出してください。
- ※ 届出住所と支店、販売場所、保管場所の住所が異なり、履歴事項証明書又は住民票で所在地を確認できない場合は、それぞれの場所を証明する書類（固定資産税の明細書の写し等）を添付してください。

3 保管する施設の位置図

【保管する施設の変更・追加・一部廃止等の場合】

※ 市販の地図等をコピーしたものに書き込む形式で構いません。

4 その他

返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 2、3については、変更の内容により必要なもののみ添付してください。

※ 変更後 2 週間以内に届け出てください。

肥料販売業務廃止届出に必要な書類

1 「様式第 17 号 肥料販売業務廃止届出書」 2 部

2 返信用封筒及び切手

※ 受理通知および届出書の副本など A 4 用紙 2 枚程度を返信します。

※ 事業廃止後 2 週間以内に届け出てください。